適格請求書発行事業者の登録申請書

	/ u	7\ (受印)	ı																						[1 /	′2]
令和	年	三月			住所	又 <i>l</i> 人 の 店		所)は	(〒 ⊗ (法 広臣		合の	み公ま	きされ	ます		3											
				申			在 f ナ	地)									(電	話	番号	C	82		24	-6	_	744	4)
					納	税		地		734 島市南			-		18₹	3											
				請	(7	リラ	ガ ナ	´	カフ゛: ∞	シキカ゛	イシャ	ን ፖረ	スワー	クス			(電	話	番号	C	82	_	24	6	_	744	4)
					氏 名	又(ま 名		•	代会社	±	ア1	T,	スワ) — <u>{</u>	クス											
				者			ザナ		<i>1</i> Իウ	ヤスと	П																
J.	広島南	· · 税務	5署長属	L Z	(法)			3)	伊藤	泰	東浩	i ——															
					法	人	番	号	6	2		4	0		0	0		1	()	4		2	3		7	5
公表 1 2 な	されま 申請者 去人 (お、上	す。 の氏名 人格の 記1及	又は名 ない社 び2の	称 :団等? ほか、	事項(を を除く。 登録を て公表し) に ā ; 号及で	あって び登録	は、 年月	本店 日が	又は 公表	主 <i>†</i> され	こる!	事務計。	所の)所;	在地											- ジで
(平成2 ※ 当	8年法 i 該申	律第15 清書は	5号) 、所 ²	求書発 第 5 条 得税法 日以前	の規5 等の-	定によ - 部を	: るi : 改]	改正:	後のる法	消	費 税	法負	第5	7条	の2	第	2	項の) 規	定	こよ	: り	申請	il	ます	0
					期間の 和5年							さる場	易合	は	令和	15年	F 6	月	30	∃)	ま	でに	: Z :	の申	請	書を	提出
						申請書	を提出					-	当す	るも	事業 =	者の区	≤分	にル					を付	して	くた	さい	٥.
事	業	者	区	分	※ 次非		录要件(認」 欄	の確認	認」欄		載〕	してく							業者	- KZ		する		には	t 、 Z	葉	「免税
判定 合は この なか	こより 令和 申請書 ったこ	課税事 年 6 月 を提出す とにつ	(特定) 業30日) ること る る る の 困 難;	なる場 なでで す な ず き 情																							
税	理	士	署	名	TV T0	土法人 !士	、長名	·川谷川:	会計								(電	話	番号	C	182	_	27	72	_	586	8)
※ 税	整理番号				部門 番号		申言	請年	三月	一 日			年		月	F	迸		信		月 F		计	印日	確認		
務署処理	入力	処理	3	年	月	日	番号確認					元認			筝	確認 書類		人番 の他 		— ř	/通 ⁹	知力-	 - k •	運転免	色許証) 	-	
理欄	登録	番号	+ T _I					<u> </u>				1						1			- 1			1	- 1		

- 注意 1 記載要領等に留意の上、記載してください。
 - 2 税務署処理欄は、記載しないでください。
 - 3 この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)」を併せて提出してください。

この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)

[2/2]

	氏名又は名称 株式会社 アイエスワークス
	該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付し記載してください。
免	□ 令和 5 年10月 1 日の属する課税期間中に登録を受け、所得税法等の一部を改正する法 (平成28年法律第15号) 附則第44条第 4 項の規定の適用を受けようとする事業者
税	※ 登録開始日から納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなります。
事	個人番号
業	事 生年月日(個 法人 事業年度
 者	業 人) 又は設立 年 月 内 年月日(法人)
	容年月日(法人) 記載資本金
の	等 事 業 内 容
確	課税期間の初日 ※ 令和5年10月1日から令和6年3月3 □ 消費税課税事業者(選択)届出書を提出し、納税義務の免除のまでの間のいずれかの日
認	規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日から登録を受け ようとする事業者 令和 年 月 F
登	課税事業者です。
録	※ この申請書を提出する時点において、免税事業者であっても、「免税事業者 の確認」欄のいずれかの事業者に該当する場合は、「はい」を選択してくださ
要	い。
件	消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。 ☑ はい □ いいえ
(T)	(「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。)
確認	その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過して □ はい □ いいえ います。
参	
考	
事	
 ₹	
項	